

農林水産省

《農林水産省》

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価

		<p>以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 25 年 5 月 22 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 1 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：110 公共事業（73 地区及び 37 事業）</p> <p>○ 総合評価：2 政策分野</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：公共事業（6 地区）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数					
事前評価	事業評価方式：12公共事業（113事業実施地区） <25年度新規地区採択要求事業：24地区>〔表16-3-ア〕 <26年度事業着手要求事業：43地区>〔表16-3-イ、エ〕 <26年度新規地区採択要求事業：46地区>〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	113	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	113				
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 22件）					
				事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	2	
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 2件）		
				事業評価方式：2研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	2	1 評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1	
							2 評価を行ったが、26年度概算要求は行わず、25年度補正予算として前倒しで要求した	1	
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 1件）									
事業評価方式：2件（規制） 〔表16-3-ク〕	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	2					
事業評価方式：17件（租税特別措置等） 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	17	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	17					
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：16政策分野 （目標管理型の政策評価） 〔表16-3-コ〕	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成26年度概算要求等に反映した	16			
					【改善・見直し】				
					政策の重点化等		16		
					政策の一部廃止、休止、中止	3			
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 16件）				
					実績評価方式：1成果重視事業 〔表16-3-サ〕	今後、成果の検証を実施等	1	既に事業が終了しているため、概算要求は行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	1
					事業評価方式（期中）：11公共事業（67事業実施地区） 〔表16-3-シ～ソ〕	継続が妥当	44	評価結果を踏まえ、引き続き推進する	44
						計画変更の上、継続が妥当	22	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する	22
休止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止、中止する	1						
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 27件）									

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式（完了後）：29公共事業（157事業実施地区） 〔表16-3-タ～テ〕	効果発現が認められる	156	改善措置の必要性を判断した	156
		十分な効果発現に至っていない	1	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	1
	事業評価方式：4研究開発課題 〔表16-3-ト〕	予想以上の成果をあげた	1	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	4
		概ね目的を達成した	3		
	総合評価方式：2政策分野・ 〔表16-3-ナ〕	概ね効率的・有効に実施された	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1
				【引き続き推進】	1
				評価結果を踏まえ、取組を着実に進めて行く予定である	
				【引き続き推進】	
	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)				
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）： 4公共事業（12事業実施地区） 〔表16-3-ス、ソ〕	継続が妥当	11	評価結果を踏まえ、引き続き実施する	11
		中止する	1	評価結果を踏まえ、休止、中止する	1
				【廃止、休止、中止】	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (24 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 10 月 22 日及び 26 年 2 月 6 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業等)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (20 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (3 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(1) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に事業着手を要求している以下の 4 事業 (22 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (15 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)
4	独立行政法人水資源機構事業 (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (37 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (18 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (4 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (15 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に事業着手を要求及び新規採択を予定している以下の 3 事業 (23 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-エ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (林野公共事業)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業 (直轄) (1 地区)
2	森林環境保全整備事業 (直轄) (20 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(4) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 2 事業 (7 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「平成 25 年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 16-3-オ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (水産関係公共事業)

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業 (補助) (5 地区)
2	水産資源環境整備事業 (補助) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(5) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「研究開発の事業評価書 (事前評価)」として公表。

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	需要フロンティア拡大のための研究開発
2	技術でつなぐバリューチェーン構築プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(6) 参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 2 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「研究開発の事業評価書 (事前評価)」として公表。

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

2	国際競争力確保のための先端技術展開事業
----------	----------------------------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(7)参照。

(8) 規制の新設又は改廃に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月10日及び10月24日に「規制の事前評価書」として公表。

表16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例
2	農地中間管理事業の推進に関する法律案(仮称)における農用地利用配分計画の定めによる場合の農地法の手続の特例(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案による農地法の一部改正)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(8)参照。

(9) 租税特別措置等に係る以下の17政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却(特定農産加工業経営改善臨時措置法) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置
2	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
3	中小企業投資促進税制の拡充(食品企業者関係)
4	中小企業投資促進税制の拡充(農業者関係)
5	中小企業投資促進税制の拡充(森林組合等関係)
6	中小企業投資促進税制の拡充(漁業協同組合等関係)
7	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
8	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置(市街化区域等の内外の土地等)
9	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置(農用地区域等内にある土地等)
10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(漁船)
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除
12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃
14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(9)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度実施政策の評価書」として公表。

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
8	農業・農村における 6 次産業化の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
14	水産資源の回復	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
15	漁業経営の安定	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(10) 参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 16-3-サ 実績評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	今後、成果の検証を実施等	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(11) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年が経過した以下の 3 事業（5 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「公共事業の事業評価 [期中の評価] (国営土地改良事業等再評価) 評価書」として公表。

表 16-3-シ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（3 地区）	継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（3 地区）
2	国営総合農地防災事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区）
3	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(12) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年が経過した以下の 2 事業（17 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-ス 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（11 地区）	継続が妥当（11 地区）	引き続き推進（11 地区）
2	農村地域防災減災事業（補助）（6 地区）	継続が妥当（6 地区）	引き続き推進（6 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 16-4-(13) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 4 事業（46 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-セ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（4 地区）	継続が妥当（1 地区） 計画変更の上、継続が妥当（2 地区） 休止が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区） 改善・見直し（2 地区） 休止（1 地区）

		地区)	
2	民有林直轄治山事業（直轄）（11 地区）	継続が妥当（8 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（8 地区） 改善・見直し（3 地区）
3	直轄地すべり防止事業（直轄）（6 地区）	継続が妥当（5 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（5 地区） 改善・見直し（1 地区）
4	水源林造成事業（独立行政法人事業）（25 地区）	継続が妥当（13 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（12 地区）	引き続き推進（13 地区） 改善・見直し（12 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(14)参照

（6）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた3事業（11地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日及び26年3月31日に「平成25年度水産関係公共事業の期中評価書」として公表。

表16-3-ソ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（1地区）	計画変更の上、 継続が妥当（1地区）	改善・見直し（1地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（6地区）	継続が妥当（3地区） 計画変更の上、 継続が妥当（3地区）	引き続き推進（3地区） 改善・見直し（3地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（4地区）	継続が妥当（3地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（3地区） 中止（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(15)参照

（7）事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の4事業（15地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表16-3-タ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（直轄）（6地区）
2	国営農用地再編整備事業（国営総合農地開発事業）（直轄）（1地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（7地区）
4	独立行政法人水資源機構事業（水資源機構かんがい排水事業）（独立行政法人事業）（1地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(16)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の14事業(60地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成26年3月31日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表16-3-チ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(2地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(11地区)
3	畑地帯総合整備事業(補助)(6地区)
4	農道整備事業(補助)(8地区)
5	農業集落排水事業(補助)(7地区)
6	農村振興総合整備事業(補助)(1地区)
7	田園整備事業(補助)(1地区)
8	中山間地域総合整備事業(補助)(8地区)
9	農地防災事業(補助)(7地区)
10	農地保全事業(補助)(1地区)
11	農村環境保全対策事業(補助)(1地区)
12	海岸保全施設整備事業(補助)(2地区)
13	草地畜産基盤整備事業(補助)(3地区)
14	畜産環境総合整備事業(補助)(2地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(17)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の6事業(55地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日及び26年3月31日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表16-3-ツ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業(直轄)(8地区)
2	民有林直轄治山事業(直轄)(1地区)
3	森林環境保全整備事業(直轄)(1地区)
4	民有林補助治山事業(補助)(5地区)
5	森林環境保全整備事業(補助)(14地区)
6	森林居住環境整備事業(補助)(26地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表16-4-(18)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の5事業(27地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成26年3月31日に「公共事業の事業評価書(水産関係公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 16-3-テ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（11 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（4 地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（3 地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（8 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表 16-4-(19) 参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 4 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 16-3-ト 研究課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト
2	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発
3	農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発
4	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表 16-4-(20) 参照。

- (12) 総合評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、2 政策分野について評価を実施し、その結果を平成 25 年 6 月 13 日及び 26 年 3 月 28 日に「総合評価書（農林水産分野の地球環境対策）」及び「総合評価書（総合的な食料安全保障の確立）」として公表。

表 16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

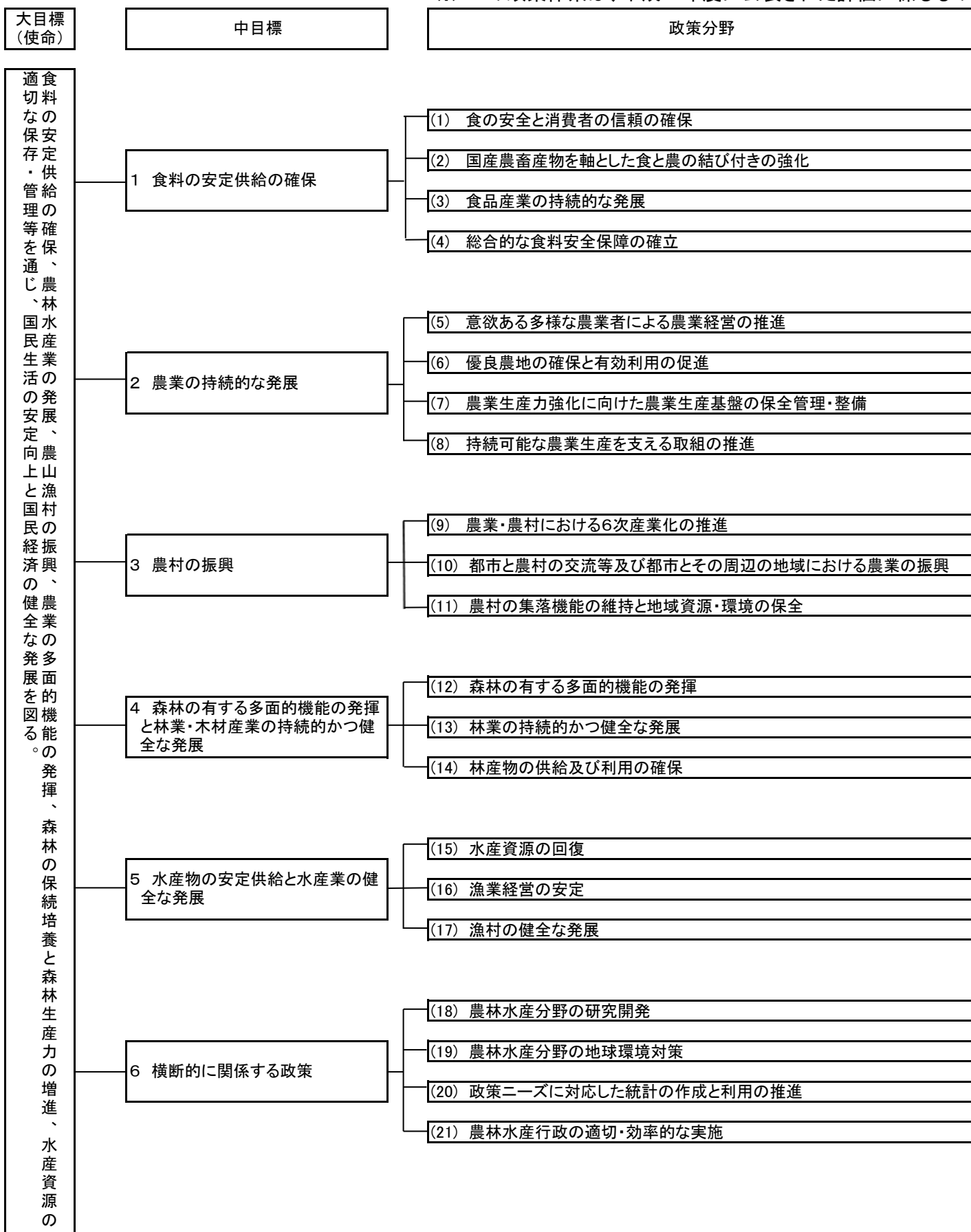
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の地球環境対策	概ね効率的・有効に実施された	引き続き推進
2	総合的な食料安全保障の確立	概ね効率的・有効に実施された	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表 16-4-(21) 参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/25seisaku_yosan.pdf) 参照

